

学校法人城星学園サンタマリアスイミングスクール規約

- 第1条 (名称) 本スクールは、サンタマリアスイミングスクールという。
- 第2条 (位置) 本スクールは大阪府中央区玉造2丁目23番26号城星学園内に置く。
- 第3条 (目的) 本スクールは、社会教育の配慮のもとに水泳指導を行い、会員の健全な心身の育成と健康管理に寄与することを目的とする。
- 第4条 (指導) 本スクールは、各クラスに応じた指導内容に基づき、クラスごとに定められた曜日・時間の中で指導を行う。
- 第5条 (進級) 進級は進級テストによる。但し、コーチ認定により級を変更することがある。
- 第6条 (資格) 本スクールの入会資格は、各クラスに定められた資格に該当し、本スクールの目的に賛同した、健康上入水可能な者とする
- 第7条 (健康管理) 会員の健康管理は、本人または保護者の責任において行うものとする。会員の健康状態に異常があればスクールに報告し、入水は許可を受けなければならない。
- 第8条 (入会) 入会希望者は、入会登録し、指定された期日以内に入会手続きをしなければならない。期日以内に手続きのない者は開始月を繰り下げる。また、連絡のない者は入会許可を取り消す。
- 第9条 (会費) 本スクール会員は、月会費を指定期日までに納入しなければならない。納入後の会費の返金はできない。
- 第10条 (休会) その月全休で休会扱いを希望する者は、該当月の20日までに所定の「休会届」を提出しなければならない。(要印鑑)
休会の場合、休会費をもって月会費に振り替える。
- 第11条 (退会) 本スクール所定の届出書にて、20日まで直接本スクール受付にて手続きした者のみその月末退会が受理できる。
21日以降は翌月も在籍扱いで、翌月の月会費納入が必要である。(要印鑑)
- 第12条 (除籍) 本スクールは会員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、当該会員を除籍する。又、除籍とした会員は再び入会することは出来ない。
- ① 本規約、その他の諸規則に違反したとき。
 - ② 本スクールや他の会員又周辺への駐車・駐停車など近隣住民に著しく迷惑となる行為があったとき。
 - ③ 月会費、休会費を納入せず、2カ月以上経過した者。
 - ④ 入会申込書の記載に意図的な偽りがあったとき。
 - ⑤ 本スクール内において営利を目的とする商行為を行ったとき。
 - ⑥ その他、本スクール会員としての在籍が困難であると、本スクールが判断したとき。

- 第13条(特別会員) 本スクールは、特別会員を認めることがある。特別会員に関する規約は別に定める。
- 第14条(救 護) 本スクールは、スクール内で生じた負傷・疾病に対して応急処置は講じるが、それ以上の責は負わない。
- 第15条(休 校) 本スクールは、整備などの理由により休校する場合、1週間前までに掲示等で通知する。但し、緊急の場合はこの限りでない。
- 第16条(規約改定) 本規約の改定は、本スクールが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。又、会員は規約の改正に対し、異議の申立・権利の主張・その他一切の請求をしないものとする。
- 第17条(発 効) 本規約は令和2年11月1日より発効する。